

## ○阪神水道企業団顧問に関する規則

制 定 平成 5 年 4 月 1 日 規則第 4 号

(目的)

**第 1 条** この規則は、顧問等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問等)

**第 2 条** 企業団に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験のある者及び企業団に関し特別の功労があった者のうちから、企業長が委嘱する。

(職務)

**第 3 条** 顧問及び参与は、企業長の諮問に応じ企業団の運営に参画する。

(待遇)

**第 4 条** 顧問及び参与の待遇は、企業長が定める。

(施行の細目)

**第 5 条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。